

福祉みやぎ

7 2021
月号

vol.616

タイトル

「最高の野菜たち」

作者 障害者支援施設 幸泉学園(仙台市)
レクリエーション班

今年度、レクリエーション班で育てた野菜たちを
貼り絵にしました。
サラダや焼き芋にして美味しく頂きました。

CONTENTS (主な内容)

P2 特集

地域における公益的な取組
「かむり塾」を通して子ども達の
ためにできることを

P4 Heart&Works

引きこもりの若者支援について

P6 地域共生社会を実現するために

P7 令和2年度 事業報告

P10 令和2年度 決算報告

P12 県社協掲示板

地域における公益的な取組

「かむり塾」を通して子ども達のためにできることを

〈特別養護老人ホーム 泉クラシックの取組〉

すべての社会福祉法人は、

その高い公益性にかんがみ、社会生活上の支援等を必要とする方々に対して、福祉サービスを積極的に提供する使命を担っており、県内各地で地域の福祉ニーズ等を踏まえた、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が展開されています。

今回は、特別養護老人ホーム泉クラシックにおいて小学生を対象とした放課後学習サポート活動を行っている小村さん、菊池さんにお話を伺ってきました。

活動を始めたきっかけ

平成28年度に放課後学習サポート活動「かむり塾」事業がスタートしました。福岡、根白石、実沢の小学校区の4～6年生を対象とした事業で、この地域に学習塾がなく、子ども達に学習の習慣づけや放課後時間の有意義な活用ができればという思いがきっかけとなり始まりました。

かむり塾で子ども達に勉強を教えるのは地元のボランティアで、事業開始当時、地域にいらつしゃる元教員の方々へ声をかけ、協力を募ったそうです。

先生方が年間のスケジュールや1日のプログラムを作成するなど積極的に活動されています。1学年約5人の子ども達が週に2回学

んでおり、学校の宿題はもちろん学校の授業に合わせた内容で授業も行います。また、学習支援だけではなく、体を動かすレクリエーションなども行っており、児童館のような役割も果たしているとのことでした。決して押し付けるのではなく、子ども達が飽きることはないよう工夫を凝らしています。



かむり塾の特徴

かむり塾ならではの特色は特別養護老人ホーム内にあることです。現代は少子化や核家族化が進み、高齢者と子どもの関わりが少なくなってきましたが、かむり塾を通して関係性が築けたことで、施設の敬老会や納涼祭などの行事に子ども達も参加したり、小学校の運動会に施設の利用者様が招待されたりと高齢者と子ども達が関わる機会が設けられています。

また、特別養護老人ホームで行っている事業のため、ボランティアの先生方、施設の職員も通常業務の傍ら子ども達と関わっており、中でも子ども達の送迎は施設職員が行っており、学校から施設まで、塾終了後は、施設から自宅まで送迎しているとのことでした。

地域住民の繋がり

地域住民の繋がりが深いため、学

校の先生や親御さんとの関わりが密で、協力できていると小村さんは話します。学校からは年間スケジュールをもらい、そのスケジュールを基にかむり塾のスケジュールを作成。親御さんとは子ども達の日々の様子など、毎回連絡ノートでやりとりをしているそうです。

「子ども達もかむり塾に来ることを楽しみにしているし、ボランティアの先生方もとても熱心で子ども達が理解できるまで丁寧に教えてくださっている。これは地元根差したものだからこそ。」と小村さんと菊池さんは話します。

かむり塾を卒業した子ども達からは寄せ書きなども送られてくるそうです。中でも中学校の職場体験で泉クラシックを選んでくれることもあったとのこと、子ども達が福祉の仕事に興味を持つきっかけにもなっているように感じます。小村さんは、「施設の存在を知っていただくだけでもいい。将来家族に何かあった際には施設の存在をかむり塾を通じて思い出してもらえたら。」と話します。



今後の展望

現在は残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響でかむり塾は休止しております。ですが、コロナ禍が落ち着いてきた際のかむり塾再開に向けて準備が進められています。今まではボランティアの先生が中心となり、施設職員は通常業務があるため、手が空いたときにかむり塾に入ることが多かったのですが、再開後においては不定期開催ではありますが英語が得意な職員による英語講座も開催する

予定だそうです。「施設の職員も一人一人得意な事があるはず。特技を活かして子ども達と接してもらえたらよいのではないか。」と小村さんは話します。まずは再開に向けてボランティアの先生、学校の先生、親御さんとの連絡調整や、施設の環境整備から始めていきたいとのこと。再開後はますますかむり塾が盛り上がることを期待しています。

(宮城県社協取材)

「地域住民とともに地域社会を支える」 かむり塾の取組の中のポイント

- 施設職員の方々が「集いの場が少ない。児童館が遠い。学習塾がない。」という子ども達の**地域課題に着目**されています。
- 地域課題を**住民と共有**。目的に賛同してくださった方々をボランティアに、**施設のハード面や人的資源を活かす**方法で活動を開始！
- **ボランティアが主体**となりつつ、施設職員も活動に参画**施設職員の特技を活かしたプログラム**も今後検討予定！
- 活動をとおしての**世代間交流**、更には、活動をきっかけとしての施設利用者様と、学校の子どもたちとの**双方向の交流**が生まれています。
- かむり塾は、地域住民と共に、子どもたちの**地域愛や福祉の心を育み**、その活動が「**世代をこえて、地域でお互いに気にかけてあげることができる関係性作り**」に繋がっています。

このような素晴らしい取組が県内に広まるよう、今後も実践事例やポイントをご紹介します。



お問い合わせ先

社会福祉法人幸生会
特別養護老人ホーム 泉クラシック
〒981-3221 仙台市泉区根白石字清水屋敷35番地の1
TEL : 022-346-6041
FAX : 022-346-6042



Heart & Works

引きこもりの若者支援について

特定非営利活動法人ミヤギユースセンター

理事長 土佐昭一郎

不登校、中退、引きこもりの若者等を対象に、学習サポートをとおして、1人ひとりの自己実現を図っています。



はじめに

私が初めて引きこもっている若者と話したのは1986年5月、今から36年前のことです。仕事に就いて間もなく保護者からの相談で家庭訪問した時です。中学1年後半から中学3年生になっても学校に行っていないませんでした。

「学校は楽しくない。家で絵を書いたり好きな本を読んでいる方が楽しい。」

その後、父親から「からかいが原因だと思う」とお聞きしました。

当時不登校は「登校拒否」、いじめも「からかい」など、当事者に原因があるように理解されていましたが、今は不登校・引きこもりとも様々な要因が背景にあるといわれるようになっていきます。

引きこもりの若者は推計54万人ともいわれ社会問題となっており、厚生労働省がひきこもり支援推進事業を提唱するなど、多方面で様々な取組がおこなわれています。

す。私が引きこもり支援が重要な活動だと思っているのは、引きこもっている期間が長ければ長いほど、豊かな人生をおくるためには「もつたない」と感じ、生き抜いて行くために他の人々と社会的繋がりが重要だと考えるからです。「やりたいことができない、体力が続かないなど」長い人生を考えると「せっかくの能力がもつたない」と思います。



引きこもり支援…家族視点で

引きこもり状態が長期化する端緒は、生活習慣の乱れに現れます。

- ① 朝起きず、朝食を食べない
- ② 洗顔、歯磨きをしない
- ③ 一日中パジャマで過ごす

別居の場合は、家族との連絡は少なくなり、声に覇気がないように感じる

家族が引きこもりの原因を推測することも大切です。

- ① 病気（体調不良によるもの）
- ② 職場・学校など、毎日行く場での人間関係・環境
- ③ 発達障がい（近年、発達障がいを疑う家族が増えています）

当事者と家族が話す場合、急げ者と思う感情から責めるような質問、言葉が出てしまいます。これは引きこもりが長期化する要因になります。引きこもりは様々な要因が背景にありますので、家族は本人の言動や様子を観察しながら原因を推測することが大切です。推測することで穏やかな心で話ができると思います。また、自宅周辺で同世代の人と会うことを避ける傾向があります。可能な限り自宅周辺を避け遠方に出かけるように心がけて欲しいと思います。家族が冷静で当事者との関係が良い

初期の頃に、専門機関・専門家に相談することは早期解決に繋がると考えています。

引きこもり支援…支援者視点で

① 家族からの一歩

② 支援者の見立て(原因の推測)

③ 医療・福祉・教育との連携

④ アウトリーチ(家庭訪問)

引きこもりの若者の実態は分からないというのが正しいと思っています。人数も推計されたものです。私は年間250件から300件ある不登校、引きこもりの相談に対応していますが、当事者からの相談は数年に1件です。家族・親族・友達などです。とりわけ家族が多いです。引きこもり支援は、家族の一声一歩から始まります。家族の話から原因の推測と支援方法を決めます。支援方法は当事者の状況によって多様です。私は当事者と家族をカウンセリングによって主訴(問題点)と原因を推測してから支援方法と目標設定しま

す。その後に当事者と家族に説明します。私以外の支援が適当なケースは、当事者と家族と相談しながら医療・福祉・教育など最適な支援にシフトまたは連携します。要因が多様なだけに単独での支援には限界があります。

当事者と会うには家庭訪問は有効な手段です。家庭訪問は当事者より家族の信頼関係がないとできません。当事者に会うことよりも家族以外の者が家庭で話をしていくことが大切だと思っています。私の経験でも「月1回半年間訪問し部屋の中から返事が返ってきた。さら3ヶ月後に本人に会えた。」このようなケースは決して珍しくありません。家族が快く訪問を受け入れて頂いた結果です。家庭訪問での会話は、体調・生活の様子・趣味です。家族と当事者から信頼を得られれば、当事者の歩幅で共に歩み始めることができます。不登校からの引きこもりになるケースも多いです。自宅にはテレ

ビ・ゲームなど、一人でも楽しく過ごせるような時代です。宮城県は中学不登校生が多いですが、高校へはほぼ全員が進学しています。進級、進学、就職、転職、生活の変化など、様々なチャンスを見逃すことなく支援することが重要なことだと思いつながり活動を持っています。

～参考～

※厚生労働省による「ひきこもりの定義」では、「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」を「ひきこもり」と呼んでいます。「ひきこもり」は、単一の疾患や障害の概念ではなく、様々な要因が背景になって生じます。

厚生労働省 ひきこもり支援推進事業

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html

【宮城県ひきこもり地域支援センター】

電話：0229-23-0024

【宮城県ひきこもり地域支援センター 南支所】

電話：022-393-5226

【仙台市ひきこもり地域支援センター ほわっと・わたげ】

電話：022-285-3581

お問い合わせ先

特定非営利活動法人ミヤギユースセンター
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡2丁目2-8-203
TEL：022-256-7977（月曜日～金曜日）

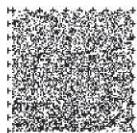
宮城県内にも、引きこもり状態にある若者が多い実態があり、その後生活困窮、貧困の連鎖、8050問題等、更なる課題を抱えるケースが少なくありません。

可能性に満ちた彼らが、引きこもり状態にある背景には、何らかの挫折経験があると土佐理事長は話します。

社会との繋がりが途絶え、自らの力ではその繋がりを修復することが難しい。そんな彼らに、ミヤギユースセンター土佐理事長と学習ボランティアの方々は、信頼関係の構築と他機関との連携、1人ひとりのペースに合わせた伴走型の支援をおし、社会との繋がりの再構築を手助けされています。

今後も多くの若者がミヤギユースセンターから笑顔で飛び立っていくことでしょう。

宮城県社協



地域共生社会を実現するために。

市町村社会福祉協議会や福祉関係団体等における地域共生社会実現に向けた取組を支援するプラットフォームとして、宮城県と連携し、地域福祉推進会議を設置、運営します。

昨今の福祉施策に共通するコンセプトとして「地域共生社会」の実現が提唱されています。国は、地域共生社会の実現に向けた地域づくりと包括的な支援体制を整備するため社会福祉法を改正しポイントを3つ示しています（図参照）。この3つについて、地域を基盤として福祉活動を積み重ねてきた社会福祉協議会（以下「社協」という。）を含む関係者には、誰もが身近な地域で安心して暮らせる社会を実現するためにそれぞれに大切な役割があります。

1つ目は、多様で複合的な地域生活課題を住民や福祉関係者による連携・協働で解決が図られるよう、地域福祉の理念を広く住民や福祉関係者に伝える役割。2つ目は、市町村が整備する包括的支援体制構築に向けた各種事業の実践。3つ目として、行政や社協は連携もしくは一体的に地域福祉計画を策定し、それを福祉の上位計画として位置づけること。つまり、市町村や社協、福祉関係者、

NPO、企業などが協働し、いっそう地域福祉を推進することで地域共生社会の姿が見えてきそうです。しかし、法律を改正すれば、地域福祉の理念が浸透し包括的な支援体制が整う訳ではありません。これまでも1998年に特定非営利活動法人制度が創設され、市民による公益的活動を促してきましたし、2000年には地域生活課題を発見し、その解決をはかるための地域福祉計画策定が努力義務となりました。そして2020年の法改正では包括的支援体制を整備するため「重層的支援体制整備事業」が新設され、市町村ごとに包括的、重層的な相談支援体制の整備と住民参加に基づく地域づくりとを総合的に進めることになりました。このように、地域福祉への期待は様々な政策動向の中に見ることができまます。

では、こうした状況下で、前述した3つの役割を関係者間で共有・実践し「地域共生社会」を実現するた

めにはどのような方法があるのでしょうか。おそらく、制度の垣根を超えた各種の専門職や異業種の人たちがつながり、そしてなによりも住民による地域福祉活動も含めた「包括的」で「多機関連携」な支援の仕組みをつくる必要がありますが、そのためには関係者が集い協議できるプラットフォームが必要です。宮城県社協では、令和3年度から宮城県と協力しながら関係者による情報交換、課題共有、普及啓発を行うプラットフォームとして「地域福祉推進会議」を設置し、市町村ごとの地域共生社会の実現に向けた活動を支援することとしており、現在、その体制等について県と協議しております。

この会議の活動内容等については、「福祉みやぎ」で連載するほか、本会ホームページを活用し、地域共生社会実現に向けた取組が広がるよう努めてまいります。

今、新型コロナウイルス感染症の蔓延は、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。大震災の時もそうであったように、脆弱な住民や地域ほど影響が大きく、そして回復に時間がかかることを改めて知ることになりました。潜在的な地域生活課題がコロナ禍において表出したのは

明らかだからこそ、誰もが身近な地域で安心して暮らせる地域づくりを止めるわけにはいかないと考えています。

宮城県社会福祉協議会
震災復興・地域福祉部

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制(*)
(*)例えば、地区社協、市区町村協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

『経営理念』

宮城県社会福祉協議会は、本県における地域福祉推進の中核機関として、市町村社会福祉協議会をはじめ、福祉諸団体、NPO法人、ボランティア等幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮して『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組み、豊かな福祉社会の実現を目指します。

また、東日本大震災からの早期復興に向けて、継続的に支援を行います。

『経営方針』

- ① 被災地域の復興に向けた市町村協等と連携・協働による継続支援
- ② 地域住民が支え合う地域共生社会実現のための“地域づくり”の推進
- ③ 地域における福祉サービスの担い手の支援
- ④ 質の高い福祉サービスを支える体制の構築
- ⑤ 各種団体とのネットワークの強化
- ⑥ より信頼される法人を目指した運営基盤の強化

主な事務事業

令和2年度は、前記の経営理念・方針に基づき、次の事務事業に取り組みました。

1 大震災における被災地域の市町村協の支援をとおして、地域福祉推進の観点から被災住民等の自立・生活再建に努めます。

〔地域福祉推進計画〕基本目標1ー(3) 27,912,479円

(1) 被災地域市町村協への支援
被災地域市町村協が多様な課題を抱える被災者への支援と併せ、住民主体の地域づくりに取り組めるよう、被災市町村協の個別ニーズに対応した支援を行うため多賀城市社協、石巻市社協をはじめとした13市町村協へ、合計147回訪問しました。

また、支援関係機関合同会議（震災復興定例支援会議3回、広域支援団体連携担当者会議13回）を開催し、復興に関する課題等を共有して福祉活動を促進しました。

(2) 地域コミュニティ構築支援

仮設住宅から災害公営住宅等への移行に伴う被災者及び地域住民の新しいコミュニティ構築・再生に向けて、被災地域市町村協が行う要支援者の見守り活動や助け合い活動の仕組みづくりなどの支援のため、被災地域事例対応研修会、実務担当管理職員向け研修会を開催しました。

(3) 震災復興最終期における取組

東日本大震災から10年間の節目を迎えるに当たり、県社協と沿岸部市町村協及びNPO等と、発災直後から行った被災

地域での支援を検証するとともに、これからの被災地域支援の方向性を示した指針を策定しました。

2 住民主体の「地域づくり」を進める市町村協・NPO法人などの連携・協働を図り、地域福祉活動を推進します。

〔地域福祉推進計画〕基本目標1ー(2)(4) 86,170,316円

(1) 地域福祉活動の推進

地域福祉の活動を住民組織と共助で効果的・効率的に実践するために「地域福祉活動計画」を策定する大崎市社協、多賀城市社協、富谷市社協、岩沼市社協、大和町社協の5社協への支援と、東松島市社協の中間評価、宮城県地域福祉支援計画の策定へ委員等として参画しました。

地域福祉推進のため、市町村社協をはじめ宮城県民生委員児童委員協議会、各種別協議会・NPO等の関係福祉団体と連携し、新たな生活課題等の解決に取り組みました。

介護予防・日常生活支援総合事業等の円滑な実施に向けた市町村支援のプラットフォームとして、宮城県が設置する「宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会」の事務局運営業務を通じて、市町村協が取り組む多様な生活支援ニーズに対するサービスの充実へ向け、22市町村へ延べ32回、19市町村協へ延べ40回の訪問と17回のアドバイザー派遣を行いました。

(2) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築

地域共生社会の実現に向け、地域福祉活動を推進している関係機関等を構成員とした「(仮称)宮城県地域福祉推進会議」を

県との連携・協働により設置し包括的な支援体制を構築するため準備を進めました。

(3) 市町村社協の基盤強化と社協間のネットワークの充実

市町村社協との連携により、連絡・調整、活動支援等、各種事務事業を展開するとともに、市町村社協職員基礎研修会、社協職員の資質向上に係る勉強会を開催するなど、運営充実に向けた支援を行いました。

さらに、宮城県市町村社協連絡会幹事会議を開催しネットワーク、関係づくりの更なる充実を図りました。

(4) コミュニティソーシャルワークの視点をもった人材の育成

小地域福祉活動組織と関係機関や地域資源をつなぎ、コーディネートするための人材を育成するため、東北学院大学CSW養成プログラムへの講師派遣を行うなど社協及び地域福祉関係職員の資質向上に取り組みました。

(5) 地域福祉の推進のための情報の発信

地域福祉の推進に向けた情報発信の機会として、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、宮城県社会福祉大会については規模を縮小し表彰のみを行い、社協フォーラムについては中止としました。

また、広報誌「福祉みやぎ」を6回発刊、ホームページを201回更新するなど幅広く発信し普及啓発に努めました。

(6) 令和元年東日本台風(台風第19号)における被災者見守り・相談支援事業を実施する町社

業を実施する町社

協への支援

令和元年東日本台風（台風第19号）の被災により、生活環境の変化や人間関係等の喪失等により、さまざまな生活に対する困難さや不安を抱える被災住民が自立し安定した日常生活を営むことができないよう、角田市社協1回、大郷町社協40回、丸森町社協75回の訪問と地域のコミュニティ活性化に向けた相談・助言等を行いました。

また、生活支援相談員等のスキルアップ研修を5回、実務管理者・担当者マネジメント向上研修を2回開催し支援しました。

3 地域でいきいきと展開できるよう支援します。

〔地域福祉推進計画〕基本目標2-1(1)(2)(3)
85,006,463円

(1) 多様なボランティア活動や市民活動の動に対する支援の強化

市町村社協のボランティアセンター（以下「社協VC」という。）機能充実に向けて社協VC運営に関する現地相談を15市町村社協に対し、延べ55回行い支援しました。

また、大規模災害等に備え、災害VC応援スタッフ養成研修を2回、災害VC設置・運営責任者研修1回、運営スタッフ体験研修を2回開催し、その体制整備を推進しました。

(2) 地域福祉活動を実践する人材の育成

地域福祉活動推進者、ボランティアコーディネーター等の育成のための研修とスキルアップ研修等の実施するとともに、ボランティア団体・中間支援組織等

との連絡会を14団体と27回開催するなど、住民主体の地域活動を推進できる人材の育成に努めました。

高齢者を対象とした宮城いきいき学園の運営については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、4月から9月まで学園の運営を休止していましたが、10月からは対策を講じながら学習を開始し、地域貢献活動へ参画できる人材の育成に努めました。

(3) 地域住民への福祉教育などの推進

市町村社協と協働し、地域の特性に応じた福祉活動が行えるようボランティア団体や地域福祉活動実践者を対象として、福祉教育・防災教育を切り口とした福祉教育学習会等を開催し小地域福祉活動の活性化を図りました。

(4) 元気高齢者への社会参加の支援

高齢者のスポーツや文化活動をとおして生きがいや健康づくりを促進するため、高齢者のスポーツ・文化の祭典である第33回全国健康福祉祭岐阜大会（ねんりんピック岐阜2020）への選手派遣の準備を進めてきましたが、大会の1年延期（※1）が決定されています。

また、宮城シニア美術展については9月3日から4日間開催し189点の作品展と704人の来場がありました。

4 福祉サービスを提供する福祉事業者を支え、質の高い福祉従事者の確保・育成を推進します。

〔地域福祉推進計画〕基本目標3-1(1)(2)(3)

479,301,587円

(1) 福祉に携わる人材の専門性を高める研修の企画及び実施

福祉・介護人材の専門性を高めるため社会福祉従事者研修、資格取得研修等については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の為、7月以降順次開催し、福祉施設及び事業所等が提供する福祉サービスの向上を図りました。

また、知的障害者居宅介護職員初任者研修については中止（※1）としました。

(2) 幅広い人材確保の取組の推進

福祉人材職業無料紹介事業による福祉の職業紹介と就労斡旋を行い183人の採用実績がありました。公共職業安定所や教育機関等と連携した福祉の仕事就職面談会の開催や、年齢等に応じた進路・就業相談の実施、福祉・介護人材の確保・定着へ向けた研修については7月以降順次開催しました。

また、介護福祉士等修学資金等貸付（83件・147,387千円）や保育士修学資金貸付・保育士再就職支援貸付・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付の各事業の推進により人材の確保と定着に努めました。

(3) 福祉事業者への経営支援の実施

現状の問題・課題について社会福祉法人等のニーズに対応するため社会福祉経営相談として、一般相談8件、弁護士、公認会計士、社会保険労務士等の専門員による専門相談12件に応じ、健全な経営基盤を確立できるよう支援を行いました。

また、福祉サービス第三者評価事業機関として、社会的養護関係施設等の評価を3ヶ所実施しており、サービスの質の向上に努めました。

5 県民の福祉ニーズに即したサービスを提供し、県民が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

〔地域福祉推進計画〕基本目標4-1(1)(2)(3)(4)

6,938,077,573円

(1) 県社協が運営する施設及び事業所での地域福祉機能の強化

県社協が運営する事業所において、住民が主体となって行う小地域における生活支援活動、ボランティア活動などが、より多くの地域で実施され、その活動が継続的・効果的に実施されるよう、市町村社協と連携・協働し圏域の地域福祉の推進に努めました。

(2) 市町村域における包括的な相談支援体制構築の支援

県社協が実施する各相談支援事業において、当該市町村域などの支援機関の一員として横断的なネットワーク化に参画し、包括的な相談支援体制の構築に向けて取り組みました。

また、総合相談センターでは高齢者及びその家族が抱える悩みごとの相談2,450件、うち法律・医療・保健福祉の専門的相談415件に対応するとともに、市町村等の相談機関と連携・協力し、高齢者及びその家族等県民の福祉向上と増進を図りました。

本事業は、令和2年度をもって終了となっております。

(3) 県内の市町村社協、社会福祉法人等における子どもの貧困対策事業への支援

地域における子どもの貧困対策とし

て、子ども食堂や、学習支援と食事提供を組み合わせた子どもの居場所づくり等の子どもの貧困対策事業へ取り組む県内の市町村社協、社会福祉法人、NPO法人等へ支援のため、意向調査を行うとともに、県、市町村社協等関係機関と情報交換を行いました。

(4) 権利擁護の推進

日常生活自立支援事業（まもりーぶ事業）をとおして認知症高齢者や障害者等で判断能力が不十分な方に対し、そのニーズに即した福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理援助等をとおして、地域で安心して暮らせるよう自立支援を行っており、実績として新規契約者81人、実利用者数は478人となりました。

また、高齢者の一人暮らしの増加、障害者の自立と社会参加などの福祉ニーズの高まりの中、専門員や生活相談員のスキルアップを図るため、外部研修等へ参加しました。

運営適正化委員会では、福祉サービスを利用する方々からの相談や苦情の解決に努めました。

その他、苦情解決制度の周知を図るため、広報・啓発活動等を推進しました。

(5) セーフティネット機能の充実・強化

経済的困窮者や低所得世帯に対し、市町村社協や民生委員・児童委員による相談支援を通して、生活実態を把握するとともに、その世帯に即した生活福祉資金の貸付けによる自立支援に努めました。

新型コロナウイルス感染症による緊急小口資金等特例貸付では貸付決定は21、824件、貸付金額は7,353,288千円となり、生活福祉資金の貸付実績の合計

は21,933件、7,485,551千円（緊急特例含）となりました。

また、その債務管理は償還計画に基づき適正に償還されるよう関係機関と連携のうえ支援を行いました。

中国帰国者支援・交流センターの運営（日本語学習支援・生活相談・就労支援・地域支援交流等）を通して中国帰国者が地域で安心して暮らすことができるよう自立支援を行いました。

県社協が運営する社会福祉施設やグループホーム等において、高齢者や障害者等在宅生活が困難な方々に対し、生活（自立）支援を行いました。

6 各種団体が実施する福祉活動を推進します。

〔地域福祉推進計画〕：基本目標5-1(1)

687,499円

(1) 各種団体の取組に向けた支援

種別を超えた懇談会の開催や定期訪問・研修・セミナー等を実施するとともに、本会を含む種別協議会等の8団体から40項目の要望、提言などを取りまとめ、10月26日に「令和3年度福祉施策等に関する要望」として宮城県へ提出しました。

また、関係団体からの要望に応じ、職員1人を派遣しました。

(2) 災害福祉広域支援ネットワークの構築

災害時における要援護者への支援や避難環境の改善を図るため、福祉関係者と自治体の連携による「宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」の事務局運営業務を行い、災害派遣チーム部会を開催するとともに福祉専門職によるチーム派遣の基礎研修を実施するなど支援

体制の構築に努めました。

7 より信頼される県社協を目指し、組織基盤を強化します。

〔地域福祉推進計画〕：基本目標6-1(1)

3,946,222,058円

(1) 法人機能の強化及び財源確保

コンプライアンス（法令遵守）を基本に事務事業の進捗状況を把握し、計画的な予算の執行、基金の運用、資金の確保など、財務管理と不祥事防止など運営上のリスク管理の徹底を図り、健全な法人運営に努めました。

また、限られた補助金、委託費等の効率的な執行や基金の的確な運用を図り運営基盤の強化に努めました。

(2) 人材確保及び人材育成

適正なサービスの提供及び事業の円滑な実施に向け、定年退職者の推移及び実施事業の状況を踏まえ、6月、10月、12月、2月に職員採用試験を実施し34人を採用しました。

さらに県社協職員研修規程に基づき、人材育成研修システムの実践により職員一人一人のスキルアップに努めました。

また、組織全体として専門職員研修や職員自主企画事業の推進等により、専門性の高い福祉人材の育成に努めました。

(3) 社会福祉施設等の適正な運営

指定管理施設及び設置施設・事業所等の運営にあたっては、高齢者や障害児（者）等に施設入所支援をはじめ、生活介護・通所介護・相談事業等の福祉サービスを提供し、地域で自立した生活が送れるよう適正な運営に努めました。

また、高齢化や重度化など利用者の状

況に応じた施設整備、改修等を適宜行い安心・安全な生活の確保に努めました。

さらに、近年頻繁に発生している水害・土砂災害等の自然災害への備えに関し、防災強化を図るとともに、防犯に係る安全対策も取組を強化しました。

8 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止への取組として、県社協の対応方針を定め、職員及び運営施設等に対し感染予防に関する注意喚起、職員の服務等に関する通知を発出し感染予防への意識向上に努めるとともに、社会動向等を踏まえながら、適切に各種事業の中止、縮小等を図り感染拡大防止に取り組みました。

また、サーマルカメラの設置、不織布マスクの備蓄、オンライン面会を導入するなど、運営施設における感染予防に努めるとともに、感染症防止マニュアル、事業継続計画に基づき入所者の支援を継続しながら、来訪者の制限、入所者・職員の健康観察の徹底を行うなど、対策を講じました。

以下、事務局関係事業報告、施設関係事業報告の実績において一部注釈を使用しております。その内容については下記のとおりです。

※1 新型コロナウイルスの感染拡大防止等の影響によるもの

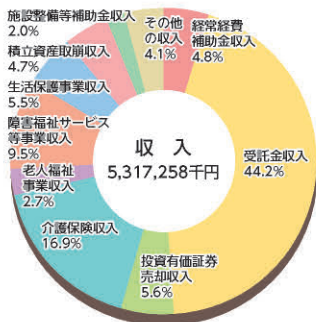
令和2年度決算報告

《令和2年度 一般会計資金収支計算書》

○収入の部

【単位：千円】

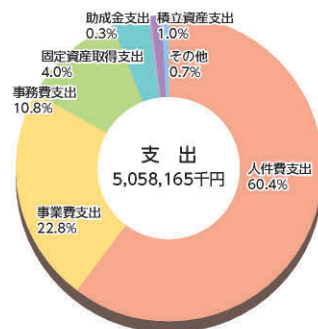
科目名	決算額
経常経費補助金収入	255,584
受託金収入	2,352,401
投資有価証券売却収入	300,000
介護保険収入	899,086
老人福祉事業収入	142,631
障害福祉サービス等事業収入	505,218
生活保護事業収入	292,072
積立資産取崩収入	248,903
施設整備等補助金収入	105,850
その他	215,513
収入計	5,317,258



○支出の部

【単位：千円】

科目名	予算額
人件費支出	3,056,247
事業費支出	1,151,887
事務費支出	548,507
固定資産取得支出	204,919
助成金支出	12,834
積立資産支出	50,742
その他	33,029
支出計	5,058,165

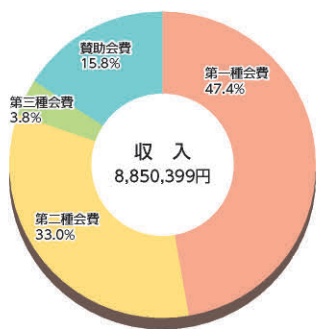


《令和2年度 会費の用途について》

○会費収入内訳

【単位：円】

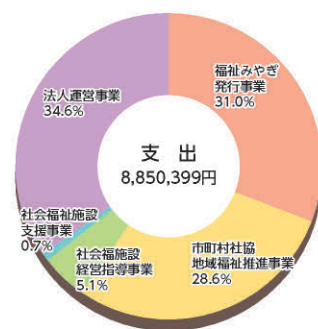
種別	金額
第一種会費 市町村社協 様	4,193,899
第二種会費 福祉施設、 保育所など 様	2,916,500
第三種会費 福祉関係団体 様	340,000
賛助会費 企業・個人 様	1,400,000
合計	8,850,399



○会費用途内訳

【単位：円】

内容	金額
福祉みやぎ発行事業	2,742,144
市町村社協地域福祉推進事業	2,530,412
社会福祉施設経営指導事業	451,604
社会福祉施設支援事業	60,490
法人運営	3,065,749
合計	8,850,399



《令和2年度 寄付金の用途について》

○令和2年度寄付金収入内訳

(前年度寄付金収入など) 【単位：円】

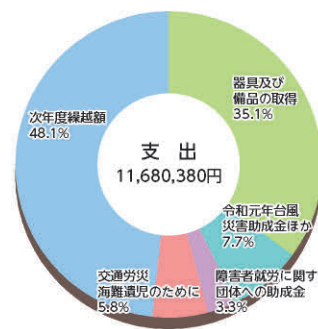
種別	金額
法人のために	800,000
社会福祉事業のために	635,119
台風災害被害者復旧支援のために	897,161
障害者就労に関する団体のために	388,000
本会施設のために	53,376
前年度からの繰越金額	8,906,724
合計	11,680,380



○令和2年度寄附金用途内訳

【単位：円】

内容	金額
器具及び備品の取得	4,102,359
令和元年台風災害支援経費、助成金ほか	897,161
障害者就労に関する団体への助成金	388,000
交通労災海難遺児のために	679,885
次年度繰越額	5,612,975
合計	11,680,380



※交通労災海難遺児のための寄付金は今年度末で受付を終え残金を県に寄付しています。

宮城県ボランティア活動総合補償制度並びに 宮城県地域福祉総合補償制度にご加入の皆様へ

保険の更新の時期です。お手続きはお早目に!

- ボランティア活動保険の補償額・補償内容に一部変更がございます。
- 宮城県地域福祉総合補償制度の一部プランにおいて、補償内容の変更がございます。

…詳しくはホームページをご確認ください。

一部プランで新型コロナウイルスへの補償が拡充されました。

お問合せ みやぎボランティア総合センター
三井住友海上火災保険株式会社
(株)オンワード・マエノ

TEL022-222-0010
TEL022-221-3171
TEL022-762-9915

※この制度の各補償は宮城県社会福祉協議会が保険会社と締結した保険約款により行います。



オンワード・マエノのサイトにリンクします。

● 福祉のお仕事出張相談のご案内 ●

宮城県福祉人材センター職員が、県内各地のハローワークに出向き、福祉の就職相談を行います。要予約制となっております。ぜひこの機会にご利用ください。

実施場所	日時
ハローワーク仙台	7月30日(金) 13:30～15:30 8月27日(金) 13:30～15:30
ハローワーク塩釜	8月 3日(火) 13:00～15:00
ハローワーク石巻	8月20日(金) 13:00～15:00
ハローワーク気仙沼	7月29日(木) 13:00～15:00
ハローワーク築館	8月 2日(月) 13:00～15:00
ハローワーク迫	8月10日(火) 13:00～15:00
ハローワーク古川	8月13日(金) 13:30～15:30
ハローワーク大和	7月26日(月) 13:00～15:00
ハローワーク白石	8月17日(火) 10:00～12:00
ハローワーク大河原	7月27日(火) 13:00～15:00 8月24日(火) 13:00～15:00



ご予約・お問い合わせ

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
宮城県福祉人材センター 22-262-9777

お気軽にご相談ください。(日程は変更になる場合があります)

● 公益社団法人日本青年会議所東北地区宮城ブロック協議会さまと災害協定を締結しました ●

令和3年6月9日(水) 仙台商工会議所を会場に、公益社団法人日本青年会議所東北地区宮城ブロック協議会と、「災害時等における協力体制に関する協定書」を締結しました。

自然災害発生時、社会福祉協議会では、災害ボランティアセンターの運営を通じた被災者支援を行っています。迅速な復旧・復興支援を行うためには、支援組織や民間企業など多くの団体と協同、協力することが必要不可欠であることに伴い、この度、公益社団法人日本青年会議所東北地区宮城ブロック協議会と本会において「災害時等における

協力体制に関する協定書」を取り交わしました。

公益社団法人日本青年会議所は、様々な専門的知識を持った個人が所属しており、これまでの災害においても協力を頂いておりましたが、今後、災害が発生した際には更なる連携を図り宮城県全域での被災者支援の充実をすすめます。



▲前列中央左

公益社団法人日本青年会議所東北地区宮城ブロック協議会 会長 佐瀬 充洋様ほか
公益社団法人日本青年会議所東北地区宮城ブロック協議会の皆さま

前列中央右

宮城県社会福祉協議会 会長 加藤睦男 他関係職員